

## TERRADA ART STORAGE ONLINE 利用規約

寺田倉庫(以下「当社」といいます)が提供する「TERRADA ART STORAGE ONLINE」(以下「本サービス」といいます)は、アート作品を作品1点単位でお預かりする Web 保管サービスです。本サービスをご利用になる方(以下「利用者」といいます)は、以下に定める「TERRADA ART STORAGE ONLINE 利用規約」及び「アート保管サービス利用規約」に従いご利用いただきます。

### 利用規約の構成

## TERRADA ART STORAGE ONLINE 利用規約

### アート保管サービス利用規約

## TERRADA ART STORAGE ONLINE 利用規約

本サービスの Web 利用に関する規約 (以下「本規約」といいます) を、以下のとおり定めます。

### 第1条 (規約の適用)

- 1、本規約は、本サービスをご利用になる方 (以下「利用者」といいます) が本サービスをご利用される際の条件を定めたものであり、利用者は、本規約に従い本サービスをご利用いただきます。
- 2、本サービスは、本規約についてご承諾いただいた利用者に対してのみ提供いたします。
- 3、本サービスについては、本規約のほか、個別の本サービス毎にガイドライン、説明書または規約等 (以下「ガイドライン等」と総称します) を定めている場合があります、ガイドライン等は本規約の一部を構成します。
- 4、本規約に定める内容とガイドライン等に定める内容が異なる場合については、ガイドライン等が優先して適用されます。

### 第2条 (規約の変更)

- 1、当社は、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、本規約、ガイドライン等の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は、別途定めない限り、変更後の本規約、ガイドライン等の効力発生日を定めるとともに、当該効力発生日までに本サイト上に掲載して周知するものとし、変更後の本規約、ガイドライン等は、当該効力発生日から適用されるものとします。
- 2、利用者は、前項により本規約、ガイドライン等の変更が行われた場合、本規約、ガイドライン等の変更後に本サービスを利用したときに、変更後の本規約、ガイドライン等に従うことをあらかじめ承諾いただきます。

### 第3条 (サービスの内容)

本サービスは、当社がインターネット上の当サイトにおいて提供するアート保管サービスおよびこれら付帯するサービスです。なお、本サービスの提供は、日本国内に限定いたします。

#### 第4条（利用者の責任）

利用者は、当社が本サービスにおいて提供する情報の信頼性、解釈等については、利用者ご自身の責任で判断するものとします。

#### 第5条（利用環境の整備）

- 1、利用者は、本サービスを利用するために、自己の責任と費用負担において通信機器、ソフトウェアおよび公衆回線等（以下「通信設備等」といいます）を準備するものとします。
- 2、利用者は、本サービスの利用に支障をきたさないよう、通信設備等を自己の責任において維持管理するものとします。また、利用者は、本サービスの利用に際し、通信事業者との間で発生する本サービス接続に関する諸費用を自己の責任において管理および負担するものとします。

#### 第6条（会員）

- 1、本サービスは、本条に定める会員（以下「会員」といいます）に限定して提供いたします。
- 2、会員は、本サービス上で運営される保管サービス、保管品にまつわるオプションサービスの申込み・利用等、を行うことができます。
- 3、会員への登録（以下「会員登録」といいます）を希望する利用者は、本項以下の条件に従い会員登録を行うものとします。なお、会員登録が可能な利用者は、当社が本条第8項に定める会員登録の申込みについて承諾した会員で、かつ次の各号すべてに定める条件を満たした方とします。

- (1) 当社が利用を承認するクレジットカード会社が発行する日本国内で利用可能、かつ有効なクレジットカードを所有している個人または法人であること。
- (2) 日本国内に居住する満20歳以上の個人または日本国内に拠点を持つ法人であること。
- (3) 当社との間で送受信が可能な電子メールアドレスを所有していること。
- (4) 当社との連絡が可能な住所、電話番号を所有していること。

- 4、前項に定める会員登録の申込（以下「本申込」といいます）を希望する利用者は、当社が定める所定の方法により、利用者ご自身に関する真実かつ正確な情報を当社に送信していただきます。
- 5、当社は、前項に定める本申込に関する情報を受信し、同申込にかかる必要な審査を行います。
- 6、前項の審査の際および会員登録後、本サービスに基づく事項について、利用者または会員のご連絡先連絡させていただく場合があります。

7、当社が会員に対し、前項の審査により本申込を承諾する場合、会員による会員サービス利用のための当社所定のIDおよびパスワード等（以下「認証情報」といいます）を当社が定める所定の方法により送信することにより承諾（以下「本承諾」といいます）いたします。なお、会員は、認証情報の使用および管理について一切の責任を持ち、適切に管理していただくものとしします。

8、当社が本承諾を行った会員は、会員サービスを利用することができます。

9、会員は、認証情報の盗難、紛失、失念または第三者による利用等を知得した場合、直ちに当社に通知するものとしします。

10、前項の届出前に、認証情報の盗難、紛失、失念または第三者による利用等により会員に生じた損害については、当社は責任を負いません。

11、当社は、会員による認証情報の管理不行き届き、第三者による認証情報の不正使用等により当該会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

12、当社は、本条第4項に基づき本申込をした利用者が、次の各号のひとつにでも該当すると判断した場合、本承諾をしない場合があります。また、当社による本承諾後、会員が次の各号のひとつにでも該当すると当社が判断した場合、当社は、当該会員にあらかじめ通知することなく、当該会員に対して会員登録の抹消、会員サービスの停止、および認証情報の無効化等（以下「本抹消等」といいます）を行うことができるものとしします。

(1) 本申込をした者が本規約、ガイドライン等を遵守しない場合。

(2) 本申込をした者が実在しないことが判明した場合。

(3) 本申込をした者が、過去に本規約またはガイドライン等の違反等により会員資格の停止・取り消しを受けていることが判明した場合。

(4) 本申込における当社への登録情報に、虚偽記載、誤記、記載漏れ等があった場合。

(5) 本申込をした者が第13条各号のひとつにでも該当する行為を行った場合。

(6) 本申込をした者が成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本申込の際に、法定代理人、保佐人または補助人の同意を得ていなかった場合。

(7) 会員が死亡したことが判明した場合。

(8) 会員が、当社所定の期間本サービスの利用等を行った形跡が認められない場合。

(9) 前各号の他、当社が本承諾または会員サービスの利用資格等を与えることを不相当と判断した場合。

13、会員による会員サービスの利用に際し、当社が、本承諾をした会員の認証情報と、当該会員が入力した認証情報とを照合し、当社所定の方法により一致することが確認できた場合、当社は、当該会員による会員サービス利用を会員本人による正当な権限のある会員サービス利用として取り扱い、当社は、当該会員サービス利用によるトラブルまたは生じた損害については、一切責任を負わないものとしします。

14、会員は、会員サービスの利用に際しても、本規約およびガイドライン等を遵守するものとします。

15、会員が、会員サービス利用の終了（以下「退会」といいます）を希望する場合、当社所定の方法により当社への届出を行うものとします。なお、上記退会の届出を行った会員は、退会時に全ての会員サービスに関する権利を失うものとします。

#### 第7条（本サービスの一時中断、中止、変更、終了等）

1、当社は、次の各号のひとつにでも該当する事由が生じた場合、利用者および会員にあらかじめ通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することができるものとします。

（1）本サービス用設備の定期保守、緊急保守等を行う場合。

（2）本サービス用設備の障害発生への対応を行う場合。

（3）地震、火災、噴火、津波、洪水、その他風水害等の災害、停電、戦争、事変、暴動、テロ行為、労働争議、示威運動、その他第三者の行為等により、本サービスの提供ができないと当社が判断した場合。

（4）前各号の他、当社が本サービスの運用上または技術上、本サービスの一時中断が必要と判断した場合。

2、当社は、当社が必要と判断した場合、利用者および会員への事前の通知なくして、本サービスの全部または一部を終了させることができるものとします。

3、当社は、当社の事業判断により、いつでも本サービスの全部または一部を変更することができます。

4、前各項による本サービスの一時中断、中止、変更、終了によって利用者および会員に何らかの損害や不利益が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

#### 第8条（投稿情報の取り扱い）

1、当社は、当社が指定する当サイト上の一部で本サービスに関連する文章等の情報（以下「投稿情報」といいます）を投稿する機能を設けることがあります。

2、会員が、前項の機能を利用して投稿する投稿情報は、会員が投稿するために必要な権利の一切を有する投稿情報または当該投稿情報について正当な権利を有する第三者からその使用について許諾を得た投稿情報でなければならないものとします。また、会員は、当該会員が会員サービスを終了した後も当該会員が投稿した投稿情報が当サイト上に掲示される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

3、当社は、投稿情報が、次の各号のひとつにでも該当すると判断する場合は、会員に通知することなく、当該投稿情報の掲載について削除その他の取り扱いをすることができるものと

ます。

- (1) 他の利用者、他の会員、第三者または当社が有する一切の権利の侵害または同侵害のおそれがあると当社が判断した場合。
- (2) 他の利用者、他の会員、第三者または当社に、経済的もしくは精神的損害を与える内容、中傷する内容、または差別的な内容を含むと当社が判断した場合。
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する内容を含む投稿情報、猥褻性、猥雑性、残虐性もしくは暴力性のある内容を含む投稿情報、またはこれらの内容を含む Web サイトへのリンクを含む内容であると当社が判断した場合。
- (4) 特定の宗教・特定の思想への勧誘、選挙運動もしくはそれらに類する内容を含む投稿情報、またはこれらの内容を含む Web サイトへのリンクを含む内容であると当社が判断した場合。
- (5) 投稿情報の内容が本サービスの運営に有害なコンピュータプログラム等を含むと当社が判断した場合。
- (6) 前各号の他、当社が本サービスの趣旨に不適合または本サービスの運営に不適切であると判断した投稿情報。

4、すべての利用者は、本規約およびガイドライン等に従い投稿情報を閲覧することができます。ただし、投稿情報は会員が、自己の責任で投稿したものであり、その内容等について当社は一切の責任を負いません。

5、利用者は、投稿情報の内容等については、利用者自身の責任で判断するものとし、投稿情報から得られた情報に起因して他の利用者、他の会員または第三者が蒙った損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

6、会員は、会員が投稿した投稿情報について、当該会員が当サイト上に投稿した時点で、当社が当該投稿情報の内容を、本サービスの運用・広告目的で、無償かつ無期限、無制限に二次利用（複製、編集、公開、出版、転載、送信、第三者への使用許諾等の一切を含みます）することを承諾したものとみなします。また、投稿情報を投稿した会員は、当社または当社から使用許諾を受けた第三者による投稿情報の利用について、著作者人格権を行使しないものとします。

#### 第9条（広告・リンク）

1、本サービスの Web サイトには、第三者の Web サイト（以下「第三者サイト」といいます）へのリンクが表示されている場合がありますが、当社は第三者サイトを管理していません。利用者は、当該リンク先との取引（契約条件、利用条件、売買条件等を含みますがこれらに限られません）については、当該第三者サイトの運営者との間で、自己の責任において行っていただきます。

2、当社は、利用者による前項の取引に起因して利用者、他の利用者、他の会員または第三者が蒙った損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第10条（個人情報の取り扱い）

- 1、当社が取得する利用者個人に関する情報（以下「個人情報」といいます）の取り扱いは、当社「個人情報保護方針」、「個人情報の取扱いについて」および「セキュリティポリシー」に従うものとします。
- 2、会員は、当社が前項の個人情報保護方針等において定める内容の他、本サービス利用に際して、投稿情報の投稿者、投稿情報に対するコメント投稿者などを認識できるように、ニックネーム等を当サイトに表示することをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第11条（再委託）

当社は、本サービスに係る業務の全部または一部を、当社の責任において第三者に再委託することができるものとします。

#### 第12条（当社の財産権）

投稿情報を除く本サービスのコンテンツ、プログラム、情報等に関する財産権は当社または当社にその使用を許諾した第三者に帰属します。また、当社が本サービスおよび本サービスに関連して使用している全てのソフトウェアは知的財産権に関する法令等により保護されている財産権および営業機密を含んでいます。

#### 第13条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用において次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- （1）法令もしくは公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。
- （2）犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- （3）他の利用者、他の会員、第三者または当社の財産、信用、プライバシー、名誉を侵害するまたはそのおそれのある行為。
- （4）他の利用者、他の会員、第三者または当社の知的財産権を侵害する、またはそのおそれのある行為。
- （5）他の利用者、他の会員、第三者または当社に不利益および損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- （6）事実反するもしくは事実反する可能性のある情報を送信投稿、掲示する行為ならびに他の利用者、他の会員、第三者または当社を誹謗中傷する行為。
- （7）選挙運動、選挙の事前運動、公職選挙法に抵触する行為またはこれらに類似する行為。

- (8) 他の利用者、他の会員、第三者に対する営利を目的とする行為（広告、宣伝、勧誘等を含むがこれに限られない）もしくは結びつく行為またはそれらのおそれのある行為。
- (9) 本サービスに関連する権利を第三者に譲渡、使用、売買、質入、担保する、またはこれらに類する一切の行為。
- (10) 本サービスの運営を妨害または本サービスの信用をき損する行為。
- (11) 1人の人物が複数の会員登録を行う行為。
- (12) 1つの認証情報を複数人で利用する行為。
- (13) 既に本サイトに掲載されている投稿情報と同一または実質的に同一の投稿を繰り返す行為。
- (14) 他の利用者、他の会員、第三者または当社になりすまして本サービスを利用する行為。
- (15) 本サービスを通じて有害なコンピュータプログラム等を送信または他の利用者、他の会員、第三者が受信可能な状態とする行為。
- (16) 本サービスに接続している他のコンピュータ、システム、サーバー等不正アクセスを行う行為またはそのおそれのある行為。
- (17) 前各号に定める行為を助長する行為。
- (18) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為。

#### 第14条（料金の支払い）

- 1、利用者は、本サービスの利用に伴い発生する料金および消費税等を当社が承認したクレジットカード会社が発行するクレジットカードにより、クレジットカード会社の会員規約に基づき一括して支払いを行うこととします。
- 2、利用者の名義人と、クレジットカードの名義人は同一であることを条件とします。ただし、当社が認めた場合においては、そのかぎりでないとしします。
- 4、利用者のクレジットカードが失効その他の事情により、本条第1項のクレジットカード決済が不能となった場合、利用者は当社の指定する方法により、直ちに支払うものとしします。
- 5、利用者と当該クレジットカード会社の間で料金その他の債務を巡って紛争が生じた場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 6、利用者は、クレジットカードの番号、有効期限その他前条のクレジットカードに関する当社への届出事項に変更があった場合、速やかに当社所定の方法で変更の届出をするものとしします。ただし、次の各号に該当する場合、会員の事前の了解なしに会員が利用するカード会社より、当社に通知されても異議ないものとしします。
  - (1) 当社に届け出たクレジットカードの利用資格を喪失した場合。
  - (2) クレジットカードの紛失等により、当社に届け出たクレジットカードの番号が変更となった場合。

7、前項の届出がなかったことで、利用者が不利益を蒙ったとしても、当社は一切の責任を負いません。

#### 第15条（届出事項）

- 1、会員は、本申込に基づく当社への登録情報について変更が生じた場合、直ちに当社所定の手続きおよび方法により、変更の届出を行うものとします。
- 2、前項の届出前に、当社への登録情報に誤りがあったことにより会員に生じた損害については、当社は責任を負いません。

#### 第16条（免責事項）

- 1、当社は、本サービスの利用に関連して利用者または第三者に生じた損害について、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 2、当社は、利用者が本サービスの利用に伴い入手した情報等に関連した次の各号に定める事項について、一切の賠償責任を負わないものとします。

- （1）本サービスが利用者の目的または要求を満たしていること。
- （2）本サービスが、障害、不具合またはエラーのないものであること。
- （3）本サービスを通じて利用者が入手する情報、サービスまたは商品等が利用者の期待を満足させるものであること。
- （4）本サービス上で当社が提供する情報、データ等が正確なものであること。

- 3、当社が本規約、ガイドライン等に基づき、投稿情報を削除もしくは修正、会員登録の抹消、会員サービスの停止もしくは認証情報の無効化したことに関連して、利用者または第三者に生じた損害について、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 4、当社は、利用者が本サービスの利用に関して使用する通信設備・機器、ソフトウェア等については、その動作保証を一切行わず、通信設備等に関して利用者または第三者に生じた損害について、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 5、当社は、会員の認証情報が第三者に使用されたことにより、当該会員または第三者が被った損害については、当該会員の過失がなかった場合といえども一切の責任を負いません。
- 6、当社は、本規約、ガイドライン等に基づく本サービスの一時中断、停止または本サービスの全部または一部の終了等が発生したことに関連して利用者または第三者に生じた損害について、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 7、利用者が消費者契約法に定める「消費者」に該当する場合は、本条第1項、及び第3項から第6項にかかわらず、当社に帰責性がある場合には、賠償責任を負うものとし、その範囲は直接かつ現実に生じた通常損害に限定され、かつ、過去12ヶ月間に本サービスの利用に伴い利用者が当社に支払った料金（個品の購入にかかる代金を除く。）相当額に限定されるものとし

ます（当社に故意又は重過失があると認められる場合には限定されません）。

#### 第17条（損害賠償）

- 1、利用者は、本サービスの利用に関連して、第三者から苦情の申出、損害賠償の請求等を受けた場合、これら申出、請求等についてはすべて利用者の責任および費用負担をもって解決にあたることに同意するものとします。
- 2、利用者が本規約に反し、または不正に本サービスを利用することにより当社が損害を蒙った場合、当社は当該利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
- 3、第三者が当社に対し、利用者による本サービスの利用に関連して、苦情の申出・損害賠償の請求等をした場合、当社は当該利用者に対して、当社が当該申出・請求等に対して要した一切の費用（弁護士費用を含む）を請求できるものとします。

#### 第18条（通知）

- 1、当社から会員への通知または催告は、当社が、次の方法で会員が通知または催告に係る情報を閲覧できる状態に置くことによって行います。

- (1) 会員が当社に登録した電子メールアドレスに当該情報を記録した電子メールを送信する方法
- (2) 会員が当社に登録した住所に当該情報を記載した書面を郵送する方法
- (3) 本サービスに関する当社所定のホームページ（以下「本ホームページ」といいます）に当該情報を掲示する方法

- 2、当社が、会員登録の際に当社に申告された電子メールアドレス（会員より変更の届出があった場合は、当該変更届出後の電子メールアドレス）に電子メールを送信する方法で通知または催告を行なった場合は、当該通知または催告は即時に会員に到達したものとみなします。
- 3、当社が、会員登録の際に当社に申告された住所（会員より変更の届出があった場合は、当該変更届出後の住所）に書面を郵送する方法で通知または催告を行なった場合は、当該通知または催告は通常到達すべき時に会員に到達したものとみなします。
- 4、当社が、本ホームページに掲示する方法で通知または催告を行なった場合は、通知または催告に係る情報が本ホームページに掲載された時に会員に到達したものとみなします。

#### 第19条（準拠法）

本サービス、本規約およびガイドライン等に関する準拠法は日本法とします。

#### 第20条（合意管轄）

本サービス、本規約またはガイドライン等に関して、当社と利用者または会員の間が生じた紛

争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則

2021年2月1日 制定、施行

### アート保管サービス利用規約

アート保管サービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、寺田倉庫（以下「当社」といいます）が運営管理する Web サイト「TERRADA ART STORAGE ONLINE」において提供する、物品の保管および配送ならびにこれらに付帯するサービスであるアート保管サービス（以下「本サービス」といいます）を利用する場合の保管に関する取り扱いを定めたものです。本規約第3条に定める本サービスの利用者（以下「寄託者」といいます）は本規約の他、当社が別途定める「TERRADA ART STORAGE ONLINE 利用規約」（以下「Web 利用規約」といいます）等の関連規定等の内容等を十分に理解し、承認した上で、本規約および当社が別途定める所定の手続きおよび方法に従い、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。なお、本規約において用いられる用語は、本規約に別段の定めがある場合および文脈上別意に解すべき場合を除き、Web 利用規約に定める意味を有するものとします。

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

- 1、本規約は、アートの寄託保管であって、その保管が本サービスとして行われるものに適用されます。なお、本サービスの提供は、日本国内に限定いたします。
- 2、本サービスについては、本規約のほか、ガイドライン、約款、説明書または規約等（以下「ガイドライン等」と総称します）を定めている場合があり、ガイドライン等は本規約の一部を構成します。
- 3、本規約に定める内容とガイドライン等に定める内容が異なる場合については、ガイドライン等が優先して適用されます。ただし、本規約に定める内容と Web 利用規約に定める内容が異なる場合については、本規約が優先して適用されます。
- 4、本規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習によります。
- 5、当社は、前3項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。

### 第2条（規約の変更）

- 1、当社は、あらかじめ寄託者の承諾を得ることなく、本規約、ガイドライン等の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は、別途定めない限り、変更後の本規約、ガイドライン等の効力発生日を定めるとともに、当該効力発生日までに本サイト上に掲載して周知するものとし、変更後の本規約、ガイドライン等は、当該効力発生日をから適用されるもの

とします。

- 2、利用者は、前項により本規約、ガイドライン等の変更が行われた場合、本規約、ガイドライン等の変更後に本サービスを利用したときに、変更後の本規約、ガイドライン等に従うことをあらかじめ承諾するものとします。

### 第3条（利用者）

本サービスを利用可能な利用者は、Web 利用規約に定める当社が本承諾をした会員とします。

### 第4条（保管料等）

本サービスの利用にかかる保管料、荷役料等の諸料金（以下「利用料金」といいます）は「料金表」に定めるとおりとします。

## 第2章 サービス提供の基本事項

### 第5条（営業日時）

- 1、当社は、営業日時を定め、本ホームページ等に掲示します。
- 2、前項の営業日時を変更する場合は、あらかじめ本ホームページ等に掲示します。

### 第6条（庫入れ、庫出しその他の作業）

当社が寄託者から寄託を受けた物品（以下「寄託物」といいます）の庫入れ、庫出しその他の作業は、当社が行います。

### 第7条（書面による意思表示）

当社は、寄託者が当社に対し通知、指図その他の意思表示を行う場合は、書面により行うことを要求することができます。

### 第8条（通知、催告）

- 1、当社が、寄託者が当社に登録した電子メールアドレス（本規約に基づく通知があった場合は、当該通知のあった電子メールアドレス）にあてて通知または催告を行った場合は、当該通知または催告は即時に寄託者に到達したものとみなします。
- 2、当社が、寄託者が当社に登録した住所（本規約に基づく通知があった場合は、当該通知のあった住所）にあてて通知または催告を行った場合は、当該通知または催告は通常到達すべき時に寄託者に到達したものとみなします。
- 3、当社が、本ホームページに掲示する方法で通知または催告を行った場合は、通知または催告に係る情報が本ホームページに掲載された時に寄託者に到達したものとみなします。
- 4、寄託者の電子メールアドレス、住所、電話番号等、当社への登録情報に変更が生じた場合、寄託者は直ちに当社所定の手続きおよび方法により変更の届出をするものとします。

5、寄託者は、本ホームページについては定期的な閲覧をするものとします。

#### 第9条（業務上受領する金銭の利息）

当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付しません。

### 第3章 寄託契約の成立等

#### 第10条（寄託引受けの拒絶）

当社は、次の事由がある場合は、寄託の引受けを拒絶することができます。

- (1) 寄託の申込みが本規約によらないものであるとき。
- (2) 平面絵画以外の物品を寄託しようとするとき。
- (3) 顧客が第12条第1項に定める事項を申告しないとき又は第15条に定める荷物の検査に同意しないとき。
- (4) 当社が定めるサイズ、重量を超えるとき。
- (5) 変質または損傷しやすい状態、また保管に適さない状態と認められるとき。
- (6) 次条第2項の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。
- (7) 物品の保管に必要な施設がないとき。
- (8) 物品の保管、およびその他関連するサービス提供に関し特別の負担を求められたとき。
- (9) 物品の保管が法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (10) 顧客が次に掲げるものであるとき。
  - ア 暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき
  - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき
  - ウ 法人でその役員のうち暴力団に該当する者があると認められるとき
  - エ 当社に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者（荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当社が判断する者を含む。）であると認められるとき
- (11) その他やむを得ない事由があるとき。

#### 第11条（寄託価額）

- 1、寄託者は、寄託物の寄託価額（以下「寄託価額」といいます）を、「料金表」に定める金額を上限とすることを予め同意するものとします。
- 2、前項の規定にかかわらず、当社は、寄託の申込み時において、寄託者と協議の上、相当と認

められる価額を寄託価額とすることができます。

#### 第12条（寄託の申込および寄託契約の成立）

1、寄託者は、本規約に基づく物品の寄託の申し込みに際し、当該物品に関して次の事項（以下「申込事項」といいます）を本ホームページ上から当社所定の手続きおよび方法で入力、送信する事により、申し込みしなければなりません。

- （1）寄託者の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス
- （2）物品の種類
- （3）数量
- （4）荷造りされているときは、その荷造りの種類および種類ごとの数量
- （5）寄託価額
- （6）保管方法を定めたときは、その方法
- （7）保管または荷役上特別の注意を要するときは、その保管または荷役上の注意事項
- （8）引渡しを行う日
- （9）引渡し方法、場所
- （10）第30条第1項の火災保険に付すことを不要とするときは、その旨
- （11）その他保管または荷役に関し必要な事項

2、当社は、寄託者が申込事項を入力、送信しないため、申込事項に記載すべき事項を入力しないため、または申込事項に入力、送信した事項が事実と相違するために生じた損害については、賠償の責任を負いません。

3、本規定、Web 利用規約、ガイドライン等に基づく寄託者の当社に対する物品の寄託（以下「寄託契約」といいます）は、当社が申込事項を承認し、かつ当該物品の引き受けたときに成立します。

#### 第13条（申込事項の記載事項の変更等）

1、寄託者は、前条第1項第1号に掲げる事項を変更した場合は、当社所定の手続きおよび方法で直ちに当社に対し通知しなければなりません。

2、寄託者は、前条第1項第2号から第11号までに掲げる事項を変更しようとする場合は、当社所定の手続き、および方法であらかじめ当社に対しその変更を申し出なければなりません。

#### 第14条（契約の解除）

1、当社は、次の事由がある場合は、寄託契約を解除することができます。

- （1）Web 利用規約第13条各号のひとつ、または本規約第11条第2号から第11号まで

- の各号のひとつにでも該当することが明らかになったとき。
- (2) 寄託者が本規約のとおり寄託物の引渡しを行わないとき。
- (3) 寄託者が次条第1項の規定による寄託物の内容の検査を拒絶したとき。
- (4) 第11条の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。

2、当社は、営業を廃止し、または休止しようとする場合は、寄託契約を解除することができます。この場合にあっては、解除日の3か月以前にその旨を予告するものとします。

3、寄託者が次の各号のひとつにでも該当する場合には、寄託者は期限の利益を失うとともに、当社はただちに寄託契約を解除することができるものとします。

- (1) 寄託者が本規約、Web 利用規約、ガイドライン等または当社が別途定める関連規定のひとつにでも違反したとき。
- (2) 寄託者の責めに帰すべき事由または保管品の変質等により、当社または第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当な理由のあるとき。
- (3) 手形、小切手の不渡処分または銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 差押、仮差押、仮処分、その他の執行を受け、または会社更生、破産、民事再生の申立を受け、または寄託者が申立をしたとき。
- (5) 寄託者について相続の開始があったとき。
- (6) 申込事項の内容が事実と反することが明らかになったとき。
- (7) 寄託者または寄託者の関係者が、暴力団等、集团的または常習的に暴力的不法行為等を行いまは行うことを助長するおそれのある団体に属している者およびこれらの者と取引のある者と判明したとき。

4、前項各号の事由により、当社または第三者が損害を蒙った場合、寄託者は当該損害を賠償するものとします。

5、寄託者が当社に寄託物を引き渡した後、当社が本条第1項ないし第3項の規定により寄託契約を解除した場合は、寄託者は、遅滞なく、保管料、荷役料その他の費用、立替金および延滞金を支払い、寄託物を引き取らなければなりません。

6、当社は、本条第1項または第3項の規定により寄託契約を解除した場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

7、当社は、本条第2項の規定により寄託契約を解除した場合であって、その営業の廃止または休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

#### 第4章 寄託物の引渡し

##### 第15条 (引渡し時における寄託物の内容の検査)

- 1、当社は、寄託物の引渡しを受けるに当たり、申込事項に入力、送信された寄託物の品名、数量または保管若しくは荷役上の注意事項について疑いがある場合は、寄託者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができます。ただし、検査の結果は、当該寄託物の品質、瑕疵の有無、真贋ならびに関係諸法令に違反しないことを保証するものではありません。
- 2、当社は、寄託者の同意を求めるとまがなく、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、寄託者の同意を得ないで、寄託物の内容について検査することができます。
- 3、当社は、本条第1項の規定により検査を行った場合で寄託者の立会いがなかったときまたは前項の規定により検査を行った場合は、寄託者に対し、遅滞なくその旨および検査の結果を通知します。
- 4、本条第1項または第2項の規定により検査を行った場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他法令に違反し、もしくは違反するおそれがある物品を発見した場合には、当社は警察その他の関係官公署へ通報し、荷物を提出するなどの措置をとることができるものとします。
- 5、当社は、本条第1項または第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が申込事項に入力、送信されたところと異なるときは、検査により生じた損害について賠償の責任を負います。
- 6、寄託者は、本条第1項または第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が申込事項に入力、送信されたところと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。

#### 第16条（引渡し時における寄託価額の変更）

当社は、寄託物の引渡しを受けるに当たり、寄託価額が不相当であると認めた場合は、寄託者と協議の上、相当と認められる価額に変更することができます。

#### 第17条（引渡しの確認等）

当社は、寄託物の引渡しを受けた場合は、当社所定の手続きおよび方法により寄託者に通知します。

### 第5章 寄託物の保管

#### 第18条（保管方法）

- 1、本サービスは、寄託物そのもの（段ボール箱等）ではなく、その内容物（以下「個品」といいます）を保管するサービスです。それゆえ、当社は、寄託物の引渡を受けた後、同寄託物を開封し、同寄託物内部の個品の有無および数量を確認します。
- 2、個品が滅失またはき損したときであっても、当社は、それが当社の責めに帰すべき事由による場合を除いて、責任を負いません。

#### 第19条（再寄託）

- 1、当社は、寄託物の保管に必要な施設がないことその他やむを得ない事由がある場合は、当社の責任、および当社の費用において、他の倉庫業者に寄託物を再寄託することができます。

#### 第20条（保管期間）

- 1、寄託物の保管期間（第14条第1項から第3項までの規定により本契約を解除する場合を除き、当社が寄託者に対し解約を申し入れることができない期間をいいます。以下同じ。）は、寄託者が寄託物を引き渡す日として約した日から起算して3か月とします。
- 2、寄託物の保管期間は、寄託者から解約の申し入れがない限り自動的に更新されます。更新後の保管期間は3か月とします。
- 3、当社は、次の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、保管期間の更新を拒絶できます。この場合において、当社は、保管期間の満了日の1週間以前にその旨を予告するものとします。

- （1）保管料、荷役料その他の費用、立替金または延滞金が、当社が定めて通知した日までに支払われないとき。
- （2）次条第2項の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。
- （3）寄託者が第22条第1項の規定による寄託物の内容の検査を拒絶したとき。
- （4）寄託者が本規約、Web利用規約またはガイドライン等に反したとき。
- （5）その他保管期間を更新できない正当な理由がある場合。

- 4、前項の事由が前項の予告の後保管期間の満了日までの間になくなった場合は、保管期間は更新されます。
- 5、当社が本条第3項の規定により更新を拒絶した場合は、保管期間の満了と同時に、当社が寄託者に対し本契約の解約を申し入れたものとみなします。
- 6、寄託者は、本条第3項の規定により更新を拒絶された場合、期限の利益を失うとともに遅滞なく、保管料、荷役料その他の費用、立替金および延滞金を支払い、当該寄託物を引き取らなければなりません。
- 7、当社は、本条第3項の規定により更新を拒絶した場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

#### 第21条（保管中の寄託価額の変更）

- 1、寄託者は、寄託物の価額に著しい変動があった場合は、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければなりません。
- 2、当社は、寄託物の寄託価額が不相当と認められるに至った場合は、寄託者と協議の上、相当と認められる価額に変更することができます。

## 第22条（保管中の寄託物の内容の検査）

- 1、当社は、その保管期間中、申込事項に入力、送信された寄託物の品名、数量または保管若しくは荷役上の注意事項について疑いがある場合は、寄託者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができます。
- 2、当社は、寄託者の同意を求めるとまがなく、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、寄託者の同意を得ないで、寄託物の内容について検査することができます。
- 3、当社は、本条第1項の規定により検査を行った場合で寄託者の立会いがなかったときまたは前項の規定により検査を行った場合は、寄託者に対し、遅滞なくその旨および検査の結果を通知します。
- 4、本条第1項または第2項の規定により検査を行った場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他法令に違反し、もしくは違反するおそれがある物品を発見した場合には、当社は警察その他の関係官公署へ通報し、荷物を提出するなどの措置をとることができるものとします。
- 5、当社は、本条第1項または第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が申込事項に入力、送信されたところと異なるときは、検査により生じた損害について賠償の責任を負います。
- 6、寄託者は、本条第1項または第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が申込事項に入力、送信されたところと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。

## 第23条（緊急閲覧・開庫・立入検査）

次の各号のひとつにでも該当する場合には、当社は寄託者に通知することなく保管品の閲覧、開庫、開封または保管設備への立入り点検をすることがあります。

- （1）法令に定める場合。
- （2）当社において緊急やむを得ないと認めた場合。
- （3）その他相当な事由がある場合。

## 第24条（保管方法の変更）

次の各号の場合には、寄託物の入庫当時の保管場所または保管設備の変更、寄託物の積換、他の貨物との混置、その他保管方法の変更をすることができるものとします。なお、本条各号の場合、保管方法の変更によって寄託者に損害が生じても、当社はそれを賠償する義務を負いません。

- (1) 契約の解除、解約その他寄託契約が終了したとき。
- (2) 保管料、その他寄託契約に基づく債務の弁済を遅滞したとき。
- (3) 施設の閉鎖、修繕その他相当の事由があるとき。

#### 第25条（保管不適寄託物の処置）

1、当社は、次の事由がある場合は、寄託者に対して、相当の期間を定めて必要な処置を行うように催告することができます。

- (1) 寄託物の変質、き損等により保管に適さなくなると認められるとき。
- (2) 寄託物が倉庫または他の寄託物に損害を与えるおそれがあると認められるとき。

2、寄託者は、前項の催告を受けた場合は、遅滞なく必要な処置を行わなければなりません。

3、寄託者が当社の定めた期間内に前項の催告に応じない場合または当社が催告をするいとまがない場合は、当社は、寄託物の廃棄その他の必要な処置を行うことができます。

4、前3項の処置に要した費用は、寄託者の責に帰すべき事由に基づく場合は、寄託者の負担とします。

5、本条第3項の処置を行った場合は、当社は、寄託者に対し、遅滞なくその旨を通知します。

### 第6章 寄託物の返還

#### 第26条（返還手続）

1、寄託者は、寄託物の返還を受けようとする場合は、本ホームページ上にて、当社所定の手続きおよび方法により当社所定の事項を入力し、これを当社に送信しなければなりません。

2、前項により当社所定の寄託物の出庫手続きをした寄託者は、遅滞なく当該寄託物を引き取らなければなりません。

#### 第27条（返還の拒絶）

1、当社は、保管料、荷役料その他費用、立替金および延滞金の支払を受けるまでは、返還の請求に応じないことができます。

2、当社は、寄託品の返還を求める者と寄託者との同一性が確認できないときは、返還の請求に応じないことができます。

3、寄託者は、本条第1項または第2項の規定による留置の期間中は、保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

4、当社は、本条第1項または第2項の規定により返還の請求に応じない場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

### 第7章 引き取りのない寄託物の処置

## 第28条（引き取りの請求）

- 1、当社は、第14条第5項または第20条第6項の規定による寄託物の引取りが行われない場合は、寄託者に対し、当社が指定する日までに寄託物を引き取ることを請求することができます。
- 2、前項の請求を電子メールを送信する方法または書面を郵送する方法により行う場合は、当社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記し、当該記載のとおり扱うことができます。当社は、本条第1項の規定により指定した日を経過した後は、寄託物に生じた損害については、賠償の責任を負いません。

## 第29条（寄託物の処分）

- 1、当社は、寄託者が寄託物を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、または当社の過失なくして寄託者の所在を確知することができない場合であって、寄託者に対して期限を定めて寄託物の引取りの催告をしたにもかかわらずその期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3か月を経過した後は、寄託者に対し予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて寄託物の売却その他の処分をすることができます。ただし、寄託物が腐敗または変質するおそれがあるものである場合は、寄託者に対し予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて寄託物の売却その他の処分をすることができます。
- 2、当社は、前項の規定により寄託物を処分した場合は、寄託者に対し遅滞なくその旨を通知します。
- 3、当社は、本条第1項の規定により売却した場合は、その代価から保管料、荷役料その他の費用、立替金および延滞金ならびに売却のために要した費用（寄託者への通知に要した費用を含む）を控除し、残額があるときはこれを寄託者に返還し、不足があるときは寄託者に対してその支払を請求します。

## 第8章 寄託物の損害保険

### 第30条（保険の付保）

- 1、当社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために寄託物を当社が適当とする保険者の次に掲げる損害をすべてでん補する火災保険に付します。ただし他の倉庫業者に再寄託した寄託物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者に当社が付保した場合と同様の火災保険に付するものとします。

- （1）火災による損害。
- （2）落雷による損害。
- （3）破裂または爆発による損害。
- （4）給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による損害。
- （5）当社またはその使用人の作業上の過失による事故によって生じたき損の損害。

(6) 盗難によって生じた盗取、き損または汚損の損害。

2、当社が前項の規定により寄託物について締結する火災保険契約の保険金額は、寄託物の寄託価額とします。

#### 第31条（損害てん補額の決定）

1、寄託者は、寄託物が災した場合に、災当時の価格および損害の程度ならびに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当社の承認を得なければなりません。

2、前項の決定をするに当たって、寄託者と保険者との間で協議が整わない場合は、当社は、保険者と協議の上決定することができます。

#### 第32条（火災保険金の支払手続）

寄託者は、当社を経由して火災保険金の支払を受けなければなりません。

#### 第33条（責任の始期および終期）

当社の寄託物に関する責任は、当社が寄託者から寄託物の引渡しを受けた時に始まり、寄託者が当社から寄託物を引き取った時に終わります。

#### 第34条（当社の賠償責任と挙証）

当社は、当社またはその使用人が寄託物の保管または荷役に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、寄託物の滅失またはき損により生じた損害について賠償の責任を負います。

#### 第35条（再寄託物に対する責任）

当社は、第19条の規定により他の倉庫業者に寄託物を再寄託した場合においても、本規約に基づき、当該寄託物について当社が自ら保管した場合と同様の責任を負います。

#### 第36条（免責事由）

1、当社は、次の事由により生じた損害については、賠償の責任を負いません。

- (1) 寄託者に故意又は過失がある場合。
- (2) 寄託物の性質、欠陥若しくは自然の消耗または荷造りの不完全。
- (3) 虫害。
- (4) 戦争、事変、暴動、強盗または、同盟罷業若しくは同盟怠業。
- (5) 地震、津波、高潮、大水または暴風雨。
- (6) 徴発または防疫。

(7) 前各号に掲げるものの他抗拒若しくは回避することのできない災厄、事故、命令、処置または保全行為。

2、当社は、前項の損害であっても、特別の設備を有することその他の事由により賠償の責任を負うことを約した場合は、その責任を負うものとします。

#### 第37条（賠償額）

本サービスの利用に関して寄託者に損害が生じた場合であっても、当社が負担するべき損害賠償の額は、寄託価額を上限とします。

#### 第38条（責任の特別消滅事由）

- 1、寄託物の一部滅失またはき損による損害についての当社の責任は、寄託物を引き取った日から1週間以内に寄託者から当社に対し当該寄託物に一部滅失またはき損があった旨の通知が発せられない限り消滅します。
- 2、前項の規定は、当社が寄託物の返還に際して当該寄託物に一部滅失またはき損が生じていることを知っていた場合は、適用しません。

#### 第39条（時効）

- 1、寄託物の一部滅失またはき損による損害についての当社の責任は、寄託者が当社より寄託物を引き取った日から1年を経過したときは、時効により消滅します。ただし当社がその損害を知っていた場合は、この期間は5年とします。
- 2、寄託物の全部滅失による損害についての当社の責任は、当社が寄託者に対して滅失があった旨の通知をした日から5年を経過したときは、時効により消滅します。

#### 第40条（寄託者の賠償責任）

- 1、寄託者は、寄託物の性質または欠陥により当社に与えた損害については、賠償の責任を負わなければなりません。ただし、寄託者が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかった場合または当社がこれを知っていた場合は、この限りではありません。
- 2、寄託者は、第10条第1項に掲げる物品を当社に引き渡したことにより当社に与えた損害については、賠償の責任を負わなければなりません。

#### 第41条（引渡し遅延による保管料相当額の支払）

寄託者は、寄託物を引き渡す日として約した日に引き渡さなかった場合は、その日から引渡しを行った日の前日までまたは契約を解除した日までの当該寄託物の保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

#### 第42条（引取り遅延による保管料相当額の支払）

寄託者は、第14条第5項または第20条第6項の規定に規定する寄託物の引取りが行われな  
い場合は、当該寄託物の保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

### 第9章 料金の支払等

#### 第43条（料金の支払）

寄託者は、当社が国土交通大臣に届け出た保管料および荷役料ならびにその他の料金を、当社  
が定めて通知した日までに支払わなければなりません。

#### 第44条（延滞金）

寄託者は、当社が定めた日までに前条の料金を支払わない場合は、その日の翌日から支払のあ  
った日まで年利6%の割合で延滞金を支払わなければなりません。

#### 第45条（料金の変更）

当社は、国土交通大臣に届け出た保管料を変更した場合は、変更された日の属する期から、新  
料金により請求します。

#### 第46条（滅失寄託物の料金の負担）

当社は、寄託物が滅失した場合は、滅失した日までの料金を寄託者に請求することができます  
。ただし、当社の責に帰すべき事由により滅失した場合は、当該保管期間に係る保管料につ  
いては、この限りではありません。

#### 第47条（譲渡禁止）

寄託者は、当社の事前の書面による承諾なく、寄託契約に基づく権利義務の全部または一部を  
第三者に譲渡、承継させることはできません。

#### 第48条（寄託者が死亡した場合の取り扱い）

- 1、寄託者が死亡した場合、次項に掲げる者を、寄託契約に関する権利義務（寄託契約の解除事  
由に該当したことに伴う保管品の引取り義務を含みますがこれに限られません）を有する者  
（以下「継承者」といいます）として取扱います。ただし、死亡した寄託者の遺言により、保  
管品の継承者への引渡しを行うべき遺言執行者がある場合は、次項の規定にかかわらず、当該  
遺言執行者を継承者として取扱います。
- 2、前項の継承者とは、寄託者の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹ならびに寄託者  
の死亡当時、寄託者の扶助によって生計を維持していた者および寄託者の生計を維持してい  
た者とします。
- 3、前項に規定する継承者が数人ある時は、同項に掲げる順序により先順位にある者を継承者と

します。

- 4、前項に規定する同順位の継承者が複数人いる時は、当社においてそのうちの1名を継承者として取り扱うことができます。この場合、当社がその者に対して寄託契約に基づく義務を履行したときは、他の継承者との関係でも免責されるものとします。

#### 第49条（準拠法）

本サービス、本規約、Web 利用規約およびガイドライン等に関する準拠法は日本法とします。

#### 第50条（合意管轄）

本サービス、本規約、Web 利用規約またはガイドライン等に関して、当社と利用者または寄託者の間に生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第10章 その他

#### 第51条（個品の登録）

- 1、寄託者は、寄託物の引渡しにあたって、当社所定の必要事項（以下「個品情報」といいます）を入力の上、個品の登録を当社へ依頼します。その際、寄託者は当社に対し、寄託物の開封を予め同意するものと致します。
- 2、状態確認（コンディションチェック）サービスが付加されたプランを申し込んだ寄託者は、寄託物の引渡しの際、当社に対し、第1項に加え、個品の開封および状態確認（コンディションチェック）を予め同意するものと致します。
- 3、当社は、善良な管理者の注意をもって、寄託物の引渡し時に寄託物を開封し、個品の写真撮影、個品分類等（以下「登録内容」といいます）の登録を行います。このとき、アート作品の化粧箱等の梱包材（以下「梱包資材」といいます）は取り外します。状態確認（コンディションチェック）を申し込んだ寄託者に対しては、当社所定の項目に基づいて状態確認の結果のレポートを寄託者に報告致します。
- 4、寄託者は、前項の登録後の梱包・収納形態は当社に一任するものとし、寄託者はこれらに関して一切異議を申し立てないものとします。また、本サービスで認めている宅配便サービス以外の方法で着払いにて送付された場合、当社は受け取りを拒否し、お取り扱い致しかねます。
- 5、第3項の登録後、寄託物は当社所定の方法で梱包し、当該梱包に用いない梱包資材は当社にて廃棄し、その廃棄費用は当社にて負担致します。
- 6、当社は、引渡し時に寄託物の外装上に異常が認められた場合は、寄託物の開封を中断し、寄託者に対し、遅滞なくその旨を通知致します。
- 7、寄託者は、登録内容、本条第2項で定める状態確認（コンディションチェック）のレポート内容を本ホームページより確認する事ができます。また寄託者は、登録内容に事実と相違ある事が認められた場合、および寄託者の費用負担にて依頼する場合を除き、登録内容の変更を当

社に依頼することはできません。

- 8、当社は、個品情報に不備、もしくは個品にき損等の異常が認められた場合、個品の登録作業を中断し、寄託者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとし、寄託者は当社の指示に従い遅滞なく個品情報の修正、および対応を行わなければなりません。
- 9、当社は、寄託物の保管期間中、申込事項に入力、送信された寄託物の品名、数量または保管若しくは荷役上の注意事項について虚偽または本利用規約に違反する疑いがある場合は、寄託者の同意を得て、個品について検査することができます。また、当社は、寄託者の同意を求めるいとまがなく、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、寄託者の同意を得ないで、個品について検査することができます。
- 10、本条に掲げる各項の取り扱いにおいて、相当の注意をもってその取り扱いをしたにもかかわらず生じた損害について、当社はその責任を負いません。

#### 第5 2条（個品の出庫）

- 1、寄託者は、当社に対し、個品の出庫を本ホームページより依頼することができます。
- 2、当社は、個品の出し入れを善良な管理者の注意義務をもって行います。ただし、当社が相当の注意をもってその取り扱いをしたにもかかわらず生じた損害については、当社はその責任を負いません。
- 3、本条に定める個品の出庫は、個品の登録を完了したものに限るものとし、依頼された個品の数量・形状により当社にて外装の梱包資材を選定し、梱包数を確定します。なお、外装の梱包資材の選定及び梱包数の確定については、当社へ一任するものとします。

#### 第5 3条（寄託物の引渡し、返還）

- 1、本サービスにおける寄託物または個品の引渡し、返還は当社所定の提携配送会社での対応、または寄託者が来店しての引渡し、返還となります。
- 2、寄託者は、当社所定の提携配送会社に引き渡し、返還を依頼する場合は、提携配送会社所定の運送保険に加入するものとします。
- 3、寄託者が前項で定める運送保険への加入の申込みを拒否した場合、当社は寄託者からの依頼を拒絶することができるものとします。
- 4、寄託者が来店して引渡し、返還する場合、当社にて定める基準にて、契約者の本人確認を行い、当社にて確認後取り扱います。

#### 第5 4条（配送中での事故）

- 1、配送中での破損等の事故が発生したときは、利用者は、当社提携配送会社の定める規約に従うものとし、提携配送会社が運送契約上の損害賠償義務を負う場合は前条 2 項で付保した保険の充当を優先するものとします。事故の通知は、当社もしくは当社提携配送会社のいずれか

で行うものとし、実際の補償対応については当社提携配送会社が行うものとしします。

2、当社からの宅配便を用いた保管品の配送中に、当社の故意または過失により保管品等の事故が発生したときは、1 梱包あたり 300,000 円を上限として損害を賠償するものとしします。事故の通知および補償対応については、当社もしくは当社提携配送会社のいずれかで行うものとしします。ただし、引き渡しの際に利用者自身で手配した配送で発生した事故については、利用者と配送業者との間で解決するものとし、本条は適用されません。

#### 第55条（オプションサービスの申込）

本サービスにはオプションサービスが存在します。各オプションサービスの申込は当社へ個別にお申込ください。なお、各オプションサービスには「オプションサービス規定」が適用されますので、その内容を確認、了承のうえ、ご利用いただくものとしします。オプションサービス規定に本規約と異なる内容が定められている場合、オプションサービス規定が優先されます。

料金表

※以下記載は税抜価格となります。別途消費税が発生します。

入庫料（税抜き）（1作品につき）	
スタンダードプラン	ライトプラン
4,000 円	1,500 円

保管料（税抜）（1作品につき）					
梱包サイズ	サイズ名	L	M	S	SS
	長辺のサイズ	210cm 以上～ 270cm 以下	160 cm以上～ 210 cm未満	90cm 以上～ 160 cm未満	90 cm未満かつ 3 辺合計が 160 cm以下
	厚さ（短辺） の上限サイズ	30 cm以下			
	重さ	50kg 以下	35kg 以下	20kg 以下	10kg 以下
月額費用		3,000 円	1,500 円	1,000 円	500 円
寄託価額		300,000 円	150,000 円	100,000 円	50,000 円
出庫料（税抜）（1作品につき）			1,000 円		
閲覧室利用費用（税抜）（1時間）			2,000 円		
コンディションチェック費用（税抜） （1作品につき）			5,000 円		
集配サービス料					
集配方法	対象サイズ	集配区分	料金		
指定宅配便 サービス による集配	25号絵画 ※3辺合計 160cmまで	新規預け入れ	着払いにて当社負担		
		取り出し (出庫料込)	1作品につき 3,000円 ※沖縄・離島について 1作品につき 5,000円		
当社集配車両 による集配	本サービス 対象のサイズ の絵画	新規預け入れ	別途お見積り		
		取り出し			
お客様手配の 車両による 持込・引取	本サービス 対象のサイズ の絵画	新規預け入れ	お見積りの確認・お支払いは ご依頼先とお客様にてご対応ください		
		取り出し			

(各保管品共通に関するご注意事項)

- 1、本サービスの対応地域は日本国内のみといたします。
- 2、入庫、出庫時の運送手配は、当社が当社所定の提携運送会社に対して行います。
- 3、入庫料には入庫月の月額保管料を含みます。
- 4、月額保管料は、毎月1日から当月末日までを1ヶ月間として計算します。なお、1か月間に満たない保管期間は1ヶ月間として計算し、倉庫に到着した日を起算とします。
- 5、月の中途に寄託物を入庫または出庫した場合であっても、使用棚自体の解約手続きを行わない限り、使用棚の月額保管料は全額発生します。
- 6、以下の基準を満たす作品のお預りに限らせていただきます。
  - ・梱包サイズの長辺が270 cm以下、厚さ（短辺）が30 cm以下の平面絵画
  - ・支持体がパネル・キャンバスの作品もしくは額装されている平面絵画
  - ・箱（ケース）に収納され、縦置き保管が可能な平面絵画

TERRADA ART STORAGE サービスに関するご注意事項

- 1、TERRADA ART STORAGE サービスに関するすべての申込みは、本ホームページのみから行うものとします。
- 2、TERRADA ART STORAGE サービスは、保管期間に関わらず、出庫する場合、寄託者は当社に対し、1作品につき別途出庫・閲覧作業料を支払うものとします。寄託物の再入庫の手続きはできません。一旦出庫した寄託物の再入庫を希望する場合は当該寄託物につき改めて入庫手続きを申込みものとします。
- 3、TERRADA ART STORAGE サービスは、保管を基本としたサービスです。当社は、寄託物および個品の保管に際して、善良な管理者の注意をもって管理しますが、寄託物および個品の性質に従い相当の注意をもってその取り扱いをしたにもかかわらず生じた損害について、当社はその責任を負いません。

## オプションサービス規定

オプションサービスは、当社が本サービスにおいて、利用者の寄託品に対して提供するサービスです。オプションサービスのご利用にあたりましては、「TERRADA ART STORAGE ONLINE 利用規約」及び「アート保管サービス利用規約」に加え、以下の規定（以下「本規定」といいます）が適用されます。ご利用にあたりましては、以下内容ご確認の上、お申し込みください。

### 第1条（オプションサービス）

- 1、本規定が適用されるオプションサービスとは以下のサービスをいい、本サービスの一部をなすものとします。

## (TERRADA ART STORAGE ONLINE オプションサービス)

- ・ 寄託作品に関するコンディションチェック  
※スタンダードプランに含まれる入庫時のコンディションチェックを除く
- ・ 寄託作品に関する修復サービス
- ・ 寄託作品に関する燻蒸サービス

- 2、オプションサービスは、「TERRADA ART STORAGE ONLINE」に会員登録した利用者のみ利用することができます。
- 3、利用者は、オプションサービスを利用する際は当社所定の方法により申し込むものとします。当社と利用者とのオプションサービス利用契約は、利用者の申込後、当社が次条以下に規定する要件定義書及び見積書等にて定める詳細な条件に当社と利用者が合意した時点で成立するものとします。
- 4、当社は、寄託作品の状態、数量等によっては、オプションサービスの提供をお断りする場合があります。
- 5、修復サービスは寄託作品を完全に元の状態に戻すものではなく、また、燻蒸サービスは寄託作品の虫や黴を完全に滅殺することを保証するものではありません。

## 第2条（要件定義書）

- 1、当社は、提供する各オプションサービスの内容、範囲、実施方法その他詳細については、利用者からオプションサービスの申し込みがあった後、当社所定の要件定義書にて別途個別に定めるものとします。
- 2、本規定に定めのない事項については、要件定義書の定めに従うこととします。なお、本規定に定める内容と要件定義書とに定める内容が矛盾、抵触する部分については、要件定義書が優先して適用されます。

## 第3条（オプションサービスに関する料金）

- 1、オプションサービスの料金は、要件定義書に定められた業務内容に基づいて、別途見積書により定めるものとします。ただし、オプションサービスの内容によっては、見積書にて単価のみ定め、実際の実施内容・実施数に応じてサービス実施後に料金を計算する場合があります。
- 2、当社は利用者に対して、見積書記載のオプションサービス料又は見積書記載の計算方法に基づき算出したオプションサービス料に、消費税および地方消費税を加算して、本サービスの他の利用料金と合算して、利用者に請求します。

## 第4条（協議事項）

本規定に定めのない事項、ならびに本規定、要件定義書にて定めた事項につ

き疑義が生じたときは、利用者および当社は誠意をもって協議し、これを解決するものとします。